（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件第一条第一号に規定する消防庁長官が指定する試験に合格している者は、この告示による改正後の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件第一条第一号に規定する予防技術検定に合格した者とみなす。

○法務省告示第三百八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ジュンイチ・ホリエ
生年月日　千九百五十七年四月二十一日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第三百九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ダミアン・アンドリュー・ロバーツ
生年月日　千九百七十四年六月二十六日
国　籍　オーストラリア

○法務省告示第三百十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年六月十七日

法務大臣　江田　五月

氏　名　高瀬健作
生年月日　千九百七十四年十一月五日
国　籍　日本国

○厚生労働省告示第百八十六号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等（平成十八年厚生労働省告示第五百六十七号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の際現に存する指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号）第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。）の建物（建築中のものを含み、この告示の適用の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係るこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める児童等の一のロの規定の適用については、なお従前の例による。

平成二十三年六月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

一のイ中「第四十八条において準用する同令第四十一条」を「第四十八条第一項」に改め、同ロ中「第四十八条において準用する同令第四十一条第二号」を「第四十八条第一項第二号」に、「から⑶まで」を「及び⑵」に改め、同ロの⑴中「四人を標準」を「四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上」に改め、同⑵中「設ける」を「設けることとし、一人用居室の一室の面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の面積は九・九平方メートル以上とする」に改め、同⑶を削る。

○厚生労働省告示第百八十七号

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項（同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第1の1の注2中「員数に加え、」「1以上」及び「ものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た」を削る。

別表第1の1の注3中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）」を加える。

別表第3の1の注2中「員数に加え、」「1以上」及び「ものとして都道府県知事に届け出た」を削る。

○経済産業省告示第百三十八号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年六月十七日

経済産業大臣　海江田万里

需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品

1　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（以下単に「省令」という。）第三条の二第一号に掲げる要件に該当するものとして次に掲げるもの。

一　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品（平成二十二年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号。以下単に「告示」という。）の1の第一号に掲げる太陽光発電設備のうち、太陽電池モジュールと一体として当該太陽光発電設備を構成する架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

二　告示の1の第二号に掲げる風力発電装置のうち、発電出力が五百ワット以上のものであって、ロータ及び発電機が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該風力発電装置を構成する塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

三　告示の1の第七号に掲げる雪氷熱利用装置のうち、雪又は氷の貯蔵設備及び配管が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該雪氷熱利用装置を構成する搬送ポンプ、送風機、熱交換器又は自動調整装置を含む。

四　告示の1の第九号に掲げるバイオマス利用装置のうち、次のイからホまでのいずれかに該当するものに限る。

イ　紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼装置（紙又はパルプの製造工程において生じたバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を燃焼させることにより蒸気を発生させるボイラー（ストーカ式燃焼装置を除く。）であって、定格蒸気発生量が毎時一トン以上のもののうち、排ガスを利用して燃焼用空気を二百度以上に加熱する機構を有するものに限り、これと一体として当該バイオマス利用装置を構成する前処理装置、熱交換器、送風機、搬送装置、灰処理装置、排ガス処理装置、ポンプ又は配管を含む。）

ロ　リグニン燃焼装置（濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを燃焼させることにより蒸解薬液を回収するとともに蒸気を発生させるもの（蒸気温度が五百度以上で、かつ、蒸気圧力が九千八百六キロパスカル以上のものに限る。）のうち、ボイラー（排ガス排出口における排ガスの温度が百三十度以下で、かつ、ボイラー効率が七十パーセント以上のものに限る。）及び自動調整装置が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該バイオマス利用装置を構成する溶解タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。）

ハ　バイオマス利用メタンガス製造装置（バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発酵させることにより発生させた混合ガスからメタンガスを精製する装置のうち、前処理装置及び残さ濃縮装置が同時に設置されるものに限り、これらと一体として当該バイオマス利用装置を構成する原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。）